

# 「花の王国あいち公式インスタグラム」運用方針

## 1 基本事項

「花の王国あいち公式インスタグラム」運用方針のアカウント名、URL及び運営主体は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) アカウント名

flowerkingdom.aichi

(2) URL

<https://www.instagram.com/flowerkingdom.aichi/>

(3) 運営主体

花の王国あいち県民運動実行委員会

## 2 目的

「花の王国あいち公式インスタグラム」は、花の王国あいち県民運動実行委員会の活動やあいちの花に関わる様々な情報を発信することにより、県民のあいちの花に対する理解促進や認知度向上の一助とすることを目的とする。

## 3 運用方針

「花の王国あいち公式インスタグラム」の掲載主体、書き込みへの対応、掲載内容等については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「花の王国あいち公式インスタグラム」は、花の王国あいち県民運動実行委員会事務局が以下のとおり運用する。

- ・情報を発信する時間帯は、原則として、土曜、日曜、祝日、年末年始を除く日の8時45分から17時30分とする。ただし、必要に応じてこの時間帯以外にも発信する場合がある。

- ・コメントについては原則回答を行わない。

- ・フォローは原則行わない。ただし、次のアカウントについては必要に応じフォローを行う。

- (ア) 本実行委員会構成員

- (イ) 国または地方公共団体

- (ウ) あいちの花の魅力を高め、拡散が期待できる情報を発信する団体や個人など

(2) 「花の王国あいち公式インスタグラム」には、次の情報を掲載する。

原則として、花の王国あいち県民運動実行委員会の活動、あいちの花に係る取組やイベント情報、その他、あいちの花の需要拡大や理解促進に帰する情報。

(例)・ 今月のあいちの花に係る情報

- ・ あいちの花に係る各種イベントなどの案内
- ・ 花に関するミニコラム等

(3) 「花の王国あいち公式Instagram」の運用に当たっては、基本的人権、個人情報等の保護等に関し十分留意するものとする。

#### 4 免責事項

・ 実行委員会が花の王国あいちInstagramへ投稿する情報等については細心の注意を払うが、情報等の正確性、完全性及び有用性について保証するものではない。また、利用者が当アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について責任を負うものではない。

・ 実行委員会は花の王国あいちInstagramに投稿されたコメント等について一切責任を負わない。

・ 実行委員会は、花の王国あいち公式Instagramに関連してユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切の責任を負わない。

・ 実行委員会は、上記免責事項の他、当アカウントに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

・ 当アカウントの運用方針は、予告なく変更する場合がある。

#### 5 禁止事項

本アカウントに対し、下記の内容を含んだ投稿等を禁止する。なお、管理者が下記の内容を含んだ投稿を確認した場合、その投稿の削除、アカウントのブロック等を予告なく行う場合がある。

- ・ 法令等に違反する内容、又は違反するおそれがあるもの
- ・ 当実行委員会又は第三者の知的財産権（著作権、商標権、肖像権等）を侵害するもの
- ・ 特定の個人・団体を誹謗中傷するもの
- ・ 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 他者になりすます等の虚偽や事実と異なる内容

- ・本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- ・政治、選挙、宗教活動を目的とするもの
- ・広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ・有害なプログラム等
- ・わいせつな表現等を含む不適切なもの
- ・Instagram 利用規約に反する内容
- ・本実行委員会の発信する内容に関係ないもの
- ・その他、本実行委員会が不適切と判断した情報又はこれらの内容を含むリンク等

## 6 知的財産権

- ・花の王国あいちInstagramに掲載する写真や動画、文章などの各種情報に関する知的財産権（著作権、商標権、肖像権等のすべての権利）は原則実行委員会に帰属する。
- ・「私的利用のための複製」や「引用」など、著作権法上認められる場合を除き、無断で複製・転用することは出来ない。

## 7 運用方針の通知・変更等

本方針の内容は、花の王国あいちWebページに掲載し、周知する。また、本方針は必要に応じて変更するものとし、変更した場合は、花の王国あいちWebページを通じて周知する。

## 附 則

この方針は、令和4年6月10日より施行する。